

# 不二速報



発行日 2007年12月14日  
第8号（「青空の下でPeace」報告号）

## 青空の下でPeace

今年の「青空の下でPeace」が7月13日に大学会館ホールを会場に行われました。たいへんに遅くなってしまいましたが、記録の意味とそのメッセージがその後の政治的变化を予言するかのような内容でしたので、あらためて報告いたします。「青空の下でPeace」は、平和を希求する学内諸団体（静大教職組、学生平和サークル The eggs of peace、日本科学者会議静岡支部、静大生協学生委員会）の共催により、毎年夏に行われています。かつては「反核平和のタベ」という名前で実施されてきたこの催しでは、講演会や被爆体験を聞く集い、映画会やコンサートなど、平和を考えるさまざまな機会を提供してきました。

今年は、小森陽一氏（東京大学教授・全国「九条の会」事務局長）をお招きし、憲法改悪をめぐる昨今の情勢と憲法9条を守る意義などについてご講演いただくとともに交流会を開催いたしました。以下に、講演の概要を掲載します。

「司会の方より専門の文学をやめて政治に行ったようなご紹介をいただきましたが、そういうわけではありません。政治の方に突き出たわけではなく、いまの（九条の会の）活動も文学そのものであると思っています。

1994年に大江健三郎さんがノーベル文学賞をとりました。その前に日本人で文学賞をとったのは川端康成さんで、川端さんは受賞記念の講演で「美しい日本の私」というほとんど今の総理大臣（安倍首相）に近いような発想の題の講演をしました。大江さんは明らかに川端さんをパロディ化して「あいまいな日本の私」と題し、憲法9条の問題について述べたのです。それは、小学生でも軍隊であることがわかる自衛隊を軍隊でないとし、憲法9条2項に合致しているといい、戦力でないと何十年も言い続けることによって、その国の言葉が真実を語る事が不可能になっていることを示しているという、言葉の真実性をめぐる問題を世界に発信したのです。私はこれこそが正しい文学者の身の処し方と感じ、それ以来、大江氏との関係ができて、その意味で、日々、文学をやっているというつもりで憲法9条の問題を語っています。

さて、1994年がどういう年だったかという、6月末に「自さ」連立の村山政権が成立した年です。その前年93年7月の総選挙でいまの安倍首相らが初当選します。彼らその後やったことは、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」を作り、従軍慰安婦問題で旧日本軍と日本政府の関与を認めた93年の河野洋平官房長官（当時）談話に対し河野さんを会に呼びつけて撤回を迫ったのです。その前に91年に従軍慰安婦問題が提訴され、社会的にも被害者の証言を聞くなど歴史を学ぶ流れができていたわけです。その後、93年8月に宮沢政権下のいわゆる河野談話によって国の責任を認め公式に謝罪したのです。そうした状況で93年の総選挙になり、自民党は野党に転落し細川連立政権になったので、安倍さんたちは従軍慰安婦問題が自民党を敗北させた逆恨みしたわけです。

安倍さんは祖父・岸信介のDNAを受け継ぐ者として自らをさかんにアピールしていますが、なぜ父方の祖父を隠すのでしょうか？彼の父方の祖父は、安倍寛という人で、この人は戦時下の翼賛選挙の下でも無所属、非推薦で反戦・反東条を貫いた人で、昭和の松陰と地元で呼ばれるような人です。そういう人のDNAは語らず、満州国の建国に関与しその功績で東条内閣の閣僚となり、東京裁判でA級戦犯とされた祖父のことだけを語るのです。安倍という岸信介の思想を世襲する政治家としての本質があります。その意味で、安倍首相のいう「戦

静岡大学教職員組合  
静岡：  
〒422-8529  
静岡市駿河区大谷 836

TEL/FAX:  
054(236)0173 (直)  
054(237)1111 (代)  
2790 (内線)

E-mail  
[suu@jade.dti.ne.jp](mailto:suu@jade.dti.ne.jp)

浜松：  
〒432-8561  
浜松市中区城北三丁目  
5-1

TEL/FAX:  
053(475)9035 (直)  
3910 (内線)

E-mail  
[suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp](mailto:suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp)



目次：

「青空の下でPeace」講演記録	1～4
------------------	-----

**【速報】**  
12月14日  
第2回団体交渉についての申入れを行いました。



後レジュームからの脱却」とは、日本がやった戦争が侵略戦争であったという東京裁判を否定するところにあります。しかし、いかに親米的な政権であってもあの戦争を侵略戦争でなかった、あの戦争で行われたことについて人道に対する罪はなかった、さらに戦後の米国を中心とする世界秩序の枠組みを否定するということが米国が認めることはありえないことです。こうした方向に対して安倍政権はアメリカからハンゴをはずされつつあると思います。米連邦議会で出されている従軍慰安婦問題の決議が参院選前であれば安倍政権にとって大きな打撃となるでしょう。安倍政権の国家観が国連憲章の体制から逸脱、逆行していることは明らかであり、そうした歴史観を持っている以上、世界の中で孤立していく矛盾があります。もしかしたら政権が壊れるでしょう。

さて、安倍首相は改憲を総裁選の公約として出た50年ぶり(鳩山一郎以来)の首相です。メディアもまた長年、改憲について報ずることは少なかったのですが、93年から日本のメディアは変わりました。メディアは不偏不党というのが基本原則です。一つの政党のみの政策を報道することはできません。それが93年の自民党の分裂(新生党、さきがけ)によって自衛隊を自衛軍にして合憲にしようという政党が複数になったわけです。その結果、社民党が成立するまで、メディアが護憲を報じることは(唯一、護憲を明示している)共産党一党だけの政策を報じることになり、不偏不党の原則からほとんどできなくなりました。それ以降、読売新聞の改憲キャンペーンにはじまり、メディアがこぞって改憲の報道一色になっていきます。2004年6月10日に、「九条の会」が発足の記者会見を開くわけですが、メディアの中にいる人が憲法問題について発言できなくなったのが94年ごろでした。そうすると、メディアの外から学者が発言する必要がでてきたわけです。しかし、2001年頃を境にはっきり護憲の立場を示した人々はメディアから完全に排除されていきました。改憲派は与党も野党もいっしょになってキャンペーンを展開しています。でも九条の会ができて3年が経ちましたが、さまざまな草の根の運動の結果、2007年4月のすべての世論調査で9条は変えない方がよい、が多数になっています。改憲では一致していた自民、民主両党も2007年に離反し、与党の強行採決で国民投票法は可決されましたが、一緒に改憲をすすめるもくろみは頓挫しました。安倍首相は改憲を参院選の争点にすると言い続けていますが、政界再編をやらない限り、憲法改悪はできなくなった状況にあります。

アメリカとの関係で9条の問題を見ていきますと、まず2000年のアーミテージ報告で、さらに2007年に出された第2次のアーミテージ報告で、北東アジアの緊張(北朝鮮問題)を利用しながら、集団的自衛権の容認を通じて自衛隊が米軍の一翼を担って軍事行使できるようにするという米国の対日戦略が見えてきます。その対日戦略にしたがって9条の改変を要求しています。2005年10月29日、この日、日本政府は米国政府と米軍の再編ともなう在日米軍の再編を協議する予定だったのですが、米国は横須賀基地を母港とする原子力空母の配備を一方的に通告してきました。原子力空母が配備されれば有事の際には戦術上、横須賀は世界で最も危険な港のひとつになります。米国がなぜ横須賀に原子力空母を配備するのかというと、これからの戦力展開が「不安定の弧」(アフリカやバルカン半島から中東を通過、東南アジア、朝鮮半島に至る帯状地域)ならびにインド洋が中心となるからです。ソ連の崩壊後、カスピ海沿岸地域の石油と天然ガスの利権が注目されています。この地域の石油、天然ガスはパイプラインによる運び出しが中心なのですが、パイプラインは栓の開閉によって政治的利用が容易にできるわけです。世界は今、エネルギーによる覇権で支配されています。石油などの資源をどこで採ってどこに出すか？でコントロールしようとしているのです。米国および大手石油資本(メジャー)はカスピ海沿岸の石油や天然ガスを(ロシアの影響を受けることなく)アフガン、パキスタン経由でインド洋へ運び出したいと考えています。アフガニスタンのカルザイ大統領が世界第9位の石油資本であるユノカル社の最高経営顧問であったこと、さらに中国がユノカル社の株式を取得しようとした際に米の政府が介入し、シェブロン・テキサコに買収させたことはこのことと関係があります。そして、米国のアフガンへの戦争は、アルカイダ攻撃の名目で南へのパイプラインの利権を確保するための戦争といえます。

アメリカ頼みのエネルギーでは日本はアメリカの言いなりになります。しかし、日本が米国の影響下でないエネルギーを調達することを米国は認めません。日本の石油の中東地域への依存度は以前より高くなっています。インド洋を通過して油を運ぶシーレーンはお前らで守れ、というのが米国の要求です。インド洋に展開する米軍の肩代わりを日本にやらせたいのです。同時に、米軍の再編によって陸軍師団司令部が米国本土から神奈川県にやってくるということの意味についても考える必要があります。中東や不安定の弧へ米軍が出撃するのにあたって日本から出撃するコストは米本土から出撃するよりはるかに安上がりになります。すでに日本は米軍のアフガン攻撃にあたってインド洋上で燃料を補給しています。そのためにテロ対策特措法を作り、原油高にもかかわらず6年間、無料ガソリンスタンドを開いてきたのです。しかも危機的な財政事情にあっても日本は米国の赤字国債を買い続け、米国の戦費をまかなっています。このことは日米安保条約による体制が軍事同盟であると同時に経済同盟である事実を示しています。その意味では、アフガン、イラク空爆は日本人の税金で行われたことを私たちははっきり認識する必要があります。



では、具体的にどのように憲法9条は変えられようとしているのでしょうか。自民党の改憲案と現行憲法を比較してみましょう。わたしは、日本人の金でやってきた戦争を今度は日本人の命でもやらせようというのが自民党の改憲案の9条改定である、と思っています。簡潔に言えば、9条2項をばつさり全部けずる、戦争の放棄をけずり、安全保障の名の下に戦争をできるようにする、ということです。9条1項の「国権の発動たる戦争の放棄」は変えないのだから、戦争ができないのではないかと思えそうですがそうではありません。米国もほとんどの戦争を国権の発動たる戦争＝Warとしてはやっていないのです。ほとんどすべて自衛と制裁の名で戦っているのです。国権の発動たる戦争をやらなくても戦争はできるのです。なぜ、国権の発動たる戦争をやらないかといえば、先制攻撃をとまなう戦争を国連憲章や国際法が禁じているからです。この点について、国連憲章の戦争にかかわる事項と9条との関係を正しく理解しないと改正論議の本質はわかりません。では、国連憲章と現行憲法の9条を比較してみましょう。

日本国憲法9条1項の前半部分は国連憲章第1条(目的)を、後半部分は国連憲章第2条(戦争の違法化)を表現しています。17世紀のウェストファリア条約体制では宣戦布告すれば先制攻撃で戦争をしてもよかったのですが、第2次世界大戦後、国連憲章によってそれは禁じられたのです。ですから、国権の発動たる戦争はやらないのです。でも、国連憲章第2条は戦争を「慎まなければならない」と腰が引けたものになっています。なぜかという特別な場合に軍事力の行使を認めているからです。それが自衛という名の軍事力の保持、国連憲章第51条です。これがいま問題になっている集団的自衛権の問題です。2条で先制攻撃を禁止しているのですが、もし攻撃された場合には自衛のために軍事力を行使してもよいとしているのです。そしてそのときに、個別的、集団的自衛権を認めています。いま、米国がこの集団的自衛権の行使をやれるようになれと日本に要求してきています。ここが9条問題のすべてです。このからくりが理解できるかどうか、この間世界でおこってきた様々なことをひとつひとつこのなかに位置づけて、そのことをきちんと周りの人に自分の言葉で語れるかどうか、今、平和を本当に実現していく言葉の力をもつ人間なのかどうかの大きな分岐点であると思います。

21世紀の戦争はこの国連憲章第51条の拡大解釈で行われています。自衛権の行使や国連理事会決議に基づく「制裁」の名による戦争です。米国のアフガン攻撃は9.11の犯人がアフガニスタンにいる、といって攻撃をしました。また、実際に何の攻撃も受けておらず証拠もなかったにもかかわらず、イギリスに武力攻撃がなされたものとみなして英米2カ国間の集団的自衛権にもとづく先制攻撃としてイラク侵攻がなされました。このロジックはどこかで聞いたことがありますか？「武力攻撃が予測された事態における攻撃」、これはまさに2003年に国会で成立した「武力攻撃事態法」のかなめです。さらに2004年にはこのことを基準に有事関連の諸法が作られ、さらに各自治体レベルで条例が作られているという段階です。イラクの状況と北朝鮮をめぐる状況は酷似しています。自衛隊を自衛軍にして集団的自衛権が行使できる状況にしておけば、たとえば北朝鮮のミサイル実験の際に燃料をミサイルに注入している段階で「武力攻撃が予測された事態」と誰かが判断さえすれば、日米安保条約という2国間軍事同盟による集団的自衛権の行使を先制的に行うとして、米軍と自衛軍が一斉に北東アジアに展開できるわけで、米国はそうできる状況を作りたいわけです。GPS 偵察衛星などで米国の偵察能力が優位にある段階でロシアと中国を抑え込みたい、これが米国の基本戦略です。

もう一度、自民党の改憲案をみてください。9条2項で自衛軍の保持をいい、さらにわざわざ自衛軍の任務が2項の3で規定されていて、そこには「国際的に協調して」と、他国の軍隊といっしょに行動できることを明記しています。これでもう憲法上も、米軍との集団的自衛権の行使が可能だということです。その次をみると、「緊急事態における公の秩序の維持」とあります。ここでいう緊急事態とは武力攻撃事態法でいう攻撃が予測された事態です。つまり、この「事態」と認められたら軍が管理する社会になることを憲法上明記しているのです。この自民党案で「公の秩序」がどこに出てくるか全部チェックしてみるとどういふ社会を作りたいのかがはっきりと見えてきます。たとえば12条と13条を見てください。現行憲法では「公共の福祉」に反しない限り国民の自由と権利は最大限に保障されるべきとなっていますが、自民党案では「公の秩序に反しない限り」となっています。自民党案の9条では緊急事態になったときに公の秩序を決めるのは軍だ、といっているわけですから、緊急事態になったら軍の判断で国民の権利と自由を奪ってかまわないと憲法上明記しているのです。そしてそれは、まさに米国のための戦争をするためです。それと対応して、自民党案の76条をみると、「軍事裁判所」の規定があります。(軍人を対象とする)軍法裁判所ではなく国民を対象として刑事、民事以外に軍事の裁判所を設けるということです。ということは、社会全体が日常的に戦争に入っていく体制が想定されているのです。

イラクで警備会社に勤務していた日本人が死亡したことを憶えていますか？わたしたち庶民にとって権力に対抗





する唯一の力は記憶力、「あの事件はわすれない」ということが重要です。その積み重ねが今何が起きているか、きちんと判断する力の基本となります。米国の戦場での仕事の65～70%は民間が請け負っていると言われています。すでにイラク派兵の自衛隊も日通経路でJALが運びました。航空会社はすでに戦争当事者です。これからは民間企業に勤務している人間が戦争にかかわる業務を拒否したら軍事裁判所につけられるような社会になる可能性があるのです。ですから抽象的に考えるのではなく現実に起っている21世紀の戦争と対比させながら、彼らがどのような社会を作ろうとしているのかを明らかにしていくことが大事です。これは明らかに最高法規である憲法によって主権者たる国民が国家に対して縛りをかけていくという立憲政治そのものを転覆するクーデターです。国家の暴力装置である軍隊によって国民の権利を全部圧殺していくことを憲法で明記するという事です。そしてそのことを自民党は自覚しているし、隠せない状況に追い込まれているということです。証拠はこの自民党案です。まったく別のものをつくっちゃおう、ということですから、実はマスコミが憲法改正というテロップを流しても、安倍さんは憲法改正とは言っておらず、「新憲法をつくる」といっています。現行憲法でさえ大日本帝国憲法の改正の形をとったのになぜ改正でなく新しくつくる、というのでしょうか。いままでの憲法を断ち切って別のものだというのです。なぜそう言わざるを得ないかというと、今の日本国憲法の前文は理念に反する改正を認めていないからです。前文には第一文と第二文をうけて「これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」とあります。排除する、という強い言葉で前文の第一文と第二文に反することを禁じているのです。

前文に「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、」とありますが、これは9条1項、2項を前文で言い換えているといえます。国語の先生としていえば、こんな短い文章で「こと」が2回も出てくるのは悪文です。でも「こと」が二つあることで9条1項2項の両方が前文に盛り込まれているのです。すばらしく考え抜かれた日本語の精髓がここにあると思います。ここに、たとえ自衛という名においても国家が戦争を起こすことを許してはならない、ということに被爆国民として決意した思いがこめられています。この日本国憲法のメッセージと核兵器の悲惨さに対する思いが朝鮮戦争における米軍の核兵器使用を思いとどませたのです。朝鮮戦争は1953年に休戦協定が結ばれますが、以来54年間にわたって米軍は国連安保理の正式な決議に基づいて(国連軍として)日本に居続けています。今、6カ国協議を開いて米国と北朝鮮の直接交渉によって戦争を終わらせようとしているのですが、終わらせてしまうと米軍は日本に駐留しつづける根拠を失ってしまうのです。ですから米国は6カ国協議で朝鮮戦争を終結させてしまう前に、9条2項を変えさせて日本に駐留し続ける根拠を得たいのです。ですから、わたしたちがあと数年、9条を守りきるならば今まで不可能であると思われてきた在日米軍の撤退が可能になります。それは、もはや北朝鮮を敵視しないとする韓国から在韓米軍は撤退していることでも明らかです。

ですから、これは守りの運動ではないのです。本当の意味で、軍事力によって国際紛争を解決しないという9条の思想が、いま、国際社会ではアフガンやイラクの戦争の失敗のもとで息づいています。わたしたちは伊達や酔狂で「世界に輝かせよう、憲法9条」といっていません。私たちがだまっけていても9条は世界で輝いているのです。それしか方法がないと国際社会は判断しているのです。それに逆行しているのが安倍首相です。いま日本の総理大臣が9条を持っている国としてはっきり9条を掲げて世界がどいう方向に向かうべきかを語ればどれだけ世界から拍手喝采をあびることか。ここからがわたしたちが選択すべきところですが、でも選択すべきところがどこなのか、多くの国民がわかっている状況ではありません。マスメディアはずっと報道してきませんでした。九条の会ができて、マスメディアが報道しないのだったらわたしたちが自らの肉体をそこに運んで対面でちゃんと語ることをわずか3年ですがやり続け

てきて、世論は変わってきました。ここに大きな生身の人間の言葉の力があるのです。ですから、わたしは、この運動が文学そのものであると確信しています。ありがとうございました。」



この講演から16日後、参議院選挙が行われ、安倍首相(当時)は改憲を争点としましたが、多くの国民はそれにNOを突きつけました。安倍さんは参院選の大敗後も首相の座に居座ろうとしましたが、小森先生の講演の予言(?)通り、辞任に追い込まれました。いま、全国で6800を超える「九条の会」が生まれ、静かに、しかし着実に9条の「価値」が再認識されています。



